

## 労働保険年度更新についてのお願い

年度更新時における書類の期限内提出にご協力いただき有難うございました。

遅ればせながら、18年度労働保険年度更新も、事業主の皆様のご協力によりまして、なんとか無事終了することが出来、有り難く感謝いたしております。

さて、労働保険事務組合の年度更新は、加入されている全事業所(現在、約3800件)の賃金等のデータを1つにまとめて国に申告・納付することになっており、賃金等報告書のデータ確認、新規委託、委託解除、特別加入の変更などに伴う行政への届出およびそれらのデータ入力のほか、入力後の確認や点検など内部事務処理の作業は膨大なものとなっております。加えて、労働保険料を法定期限内に納付するための保険料計算や納入通知書作成、口座振替の手続き、さらには、そのご案内は社労士会員を通じて、事業主会員にお知らせするなど、事務処理は多岐に渡っております。

事務処理体制は、コンピュータの処理の改善や会長を始め、理事や社労士会員の応援をおおぎ、職員ともども全力を上げ事務処理にあたっております。このようなことから、それに要する時間を逆算し、申告・納付事務を円滑に進めるうえで、当SRセンターにおきましては、労働保険年度更新にあたって、算定基礎賃金等報告の提出期限を毎年4月6日前後とさせていただいております。

また、毎年12月上旬には、会員社労士を通じて変更事項についての事前確認を実施するなど、年度更新準備をしております。受託件数の増加とそれに伴う事務量、限られた期間のなかで、事務処理を行わなければならないため、事業主会員の皆さまにご協力をお願いしているところです。特に、給料の締切日が末日の場合は、何かとご負担も大きいことと存じますが、今後ともご協力くださいますようお願い申し上げます。



### 労働保険料 今後の予定

- ※ 8月31日(木) 平成18年度第2期分 口座振替
- ※ 11月30日(木) 平成18年度第3期分 口座振替

お願い：振替日の前営業日には残高不足にならないよう確認をお願いいたします。